

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の改正点について

1 対象範囲の拡大

- ① 接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に規定するキャバレー、待合、料理店、カフェー等）及び実態として客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業）
- ② 宿泊施設や結婚式場における宴会場、朝食・夕食会場等
- ※上記①及び②は、今後販売が予定されておりますプレミアム付き商品券（認証店おうえん食事券）の対象とはなりません。

2 認証基準の改定

対象範囲の拡大等に伴い、以下のとおり基準を改定しました。

※ 項目が増えました（36項目→37項目）が、対象範囲の拡大に伴うものですので、既認証店に変更はありません。

基準（改定前）	基準（改定後）
12 利用者が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。	12 利用者が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。 <u>これにより難しい場合は、利用客が都度、テーブル・カウンターを消毒液で清拭することなどを求める。</u>
17 箸やレンゲ、スプーンなどの食器はテーブル上にまとめて据え置かずに、料理提供時等に個別に提供する。	17 箸やレンゲ、スプーン、取り皿などの食器はテーブル上にまとめて据え置かずに、料理提供時等に個別に提供する。 <u>これにより難しい場合は、カバーや覆いをかぶせるなど、飛沫が直接かからないよう保護して据え置く。</u>
20 〔カラオケの実施〕 カラオケは原則として自粛する。実施する場合は以下の全てを実施し、身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。 ・歌唱者に不織布マスクを確実に着用（鼻筋と顔に密着させ着用）するよう要請する。 ・デュエット時などを含め、1m以上の対人距離を確保することを要請するか、又はアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。 ・マイクは都度消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。 ・ステージの場所を特定し、客席とステージの距離を2m以上確保するか、又はアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。 ・上部の換気設備を常時稼働（基準は店舗内と同じ）する。又は、歌唱者の近くでHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。 ・利用者に歓声、声援等を発しないように要請する。	20 〔飲食に伴うカラオケ、ライブ、ダンス、ショー、余興等の実施〕 カラオケ、 <u>ライブ、ダンス、ショーや余興等</u> は原則として自粛する。実施する場合は以下の全てを実施し、身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。 ・歌唱者や出演者に不織布マスクを確実に着用（鼻筋と顔に密着させ着用）するよう要請する。 ・ <u>歌唱者や出演者の間に1m以上の対人距離を確保することを要請するか、又はアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。</u> ・マイクは都度消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。 ・ステージの場所を特定し、客席とステージの距離を2m以上確保するか、又はアクリル板等のパーティションによる仕切りを設置する。 ・ <u>換気は、換気設備の常時稼働や窓又はドアの常時開放を行い、必要に応じてサーキュレーター等を用い空気の流れを作り、歌唱者や出演者の近くから排気する。HEPA付き空気清浄機を用いる場合は、歌唱者や出演者の近く且つ換気の空気の流れを妨げない場所に設置する。</u> ・利用者に歓声、声援等を発しないように要請する。

<p>22 〔建築物衛生法の対象施設（特定建築物）以外の場合〕 店舗内において、以下のいずれかの方法により適切な換気を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気（機械換気設備、換気機能を持つ冷暖房設備等）により必要換気量（一人あたり毎時30立方メートル）を確保し換気を行う。換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。 ・機械換気に加え、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。 ・機械換気に加え、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに、可能であれば、HEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。 ・機械換気に加え、一方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。 	<p>22 〔建築物衛生法の対象施設（特定建築物）以外の場合〕 店舗内において、以下のいずれかの方法により適切な換気を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械換気（機械換気設備、換気機能を持つ冷暖房設備等）により必要換気量（一人あたり毎時30立方メートル）を確保し換気を行う。換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。 ・機械換気に加え、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、<u>サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。</u> ・機械換気に加え、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに、可能であれば、<u>サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。</u> ・機械換気に加え、一方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
<p>25 手洗い場のハンドドライヤー、共通のタオルは使用せず、ペーパータオルを設置する。</p>	<p>25 手洗い場のハンドドライヤー、共通のタオルは使用せず、<u>ペーパータオル等</u>を設置する。</p>
<p>32 <u>清掃・消毒・ゴミ回収</u>はマスクや手袋を着用し、作業後、手洗い・手指消毒を徹底している。</p>	<p>32 <u>食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるゴミ等の処理</u>はマスクや手袋を着用し、作業後、手洗い・手指消毒を徹底している。</p>
<p>(追加)</p>	<p>37 <u>接待を伴う場合は、以下の全てを実施し、身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者には、<u>会話時に不織布マスクを着用すること、過度な大きさや頻度の声出し及び身体接触をしないことを要請する。</u> ・従業員には、<u>会話時の不織布マスクの確実な着用（鼻筋と顔に密着させ着用）、過度な大きさや頻度の声出しの禁止及び利用者との対人距離1m以上の確保（又はパーティションによる仕切りの設置）について周知徹底する。</u> ・店舗責任者は、<u>上記事項が確実に遵守されているか定期的に確認するとともに、実施されていない場合は、利用客や従業員に対し声掛けによる改善を行う。</u>